

こども家庭センター職員（基礎）

令和6年4月施行の改正児童福祉法では、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指してこども家庭センターの設置が努力義務化されました。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援やアウトリーチ、サポートプランの作成・手交などを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立などに対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・対応することが求められており、関係機関との連携・調整役となるこども家庭センターの重要性は一層増しています。

本研修は、こども家庭センター等に勤務する職員を主な対象として、要保護児童対策地域協議会の運営や児童虐待通告の初期対応等、子ども家庭相談に関する基礎力と実践力を養う内容となっています。

日程

6月3日（月）、4日（火）

対象

- ① 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
- ② その他特に希望する職員

【定員80名】

保健師の方もご参加ください

ねらい

すべての子どもとその家族及び妊産婦に対し、地域を基盤とした支援を行うため、ソーシャルワーク（実情把握、情報提供、相談対応、総合調整）に関する実践力の基礎を養う。

場所

特別区職員研修所（東京区政会館別館）
（千代田区九段北1-1-4）

※研修カリキュラムは、次ページに掲載しています。

【問合せ先】特別区職員研修所 教務第2課 児童相談研修係
TEL：03-6261-1578

カリキュラム

6月	教科目、講師（敬称略）
3日 (月)	<p>9：00～12：00 <u>こども家庭センターの役割（講義）</u></p> <p>特別区職員研修所 職員</p> <p>母子保健と児童福祉機能が一体的に運営されるこども家庭センターが担うべき役割や、期待される具体的支援について、ガイドラインを中心に学びます。</p>
	<p>13：00～17：00 <u>サポートプランの作成、面接技術（講義・演習）</u></p> <p>同志社大学 心理学部 客員教授 八木 安理子</p> <p>サポートプランの理念や目的を理解し、有効かつ実効性のあるプラン作成のポイントや、支援につなげていくための活用方法についての理解を深めます。また、保護者やこどもとの面接の際の工夫や心構えも学びます。</p>
4日 (火)	<p>9：00～12：00 <u>通告ケースの初期対応（講義・演習）</u></p> <p>特別区職員研修所 職員</p> <p>電話通告対応の心構えと技術を学び、事例演習を通してインテークから初動対応までの基本を習得します。</p>
	<p>13：00～17：00 <u>要保護児童対策地域協議会の運営（講義・演習）</u></p> <p>神奈川県 大和綾瀬地域児童相談所 職員</p> <p>【講師より】 児童家庭相談の業務は法律や通知等で比較的細部まで決められています。それでも、通知に沿って支援しようとしたとき、私たちは、少なからず戸惑うことがあります。 保護者を目の前にして、どんな言葉なら保護者は自らやる気になり「話せてよかった」と思うのか。ケース会議で、どんな進行なら参加者は自分の役割として積極的に解決に取り組み「会議をしてよかった」と思うのか。どちらの答えも、私たちの言葉（セリフ）しだいです。それから、言葉（セリフ）を選ぶ意図・構造が大切です。 研修は、組織の運営も、ケース家族への支援も、活用できる多数のセリフを例示し、明日から使える実践的な学びを大切にしています。</p>
計	2日間（14時間）